

388. 避雷器の設置が必要な箇所と省略・避雷器の接地

〈避雷器の設置が必要な箇所〉

- ① 発電所または変電所もしくはこれに準ずる場所の高圧および特別高圧架空電線の引入口および引出口 ② 35kV以下の架空電線路に接続する#386に示す特別高圧配電用変圧器の高圧側および特別高圧側 ③ 高圧架空電線路から電気の供給を受ける受電電力が500kW以上の需要場所の引入口 ④ 特別高圧架空電線路から電気の供給を受ける需要場所の引入口

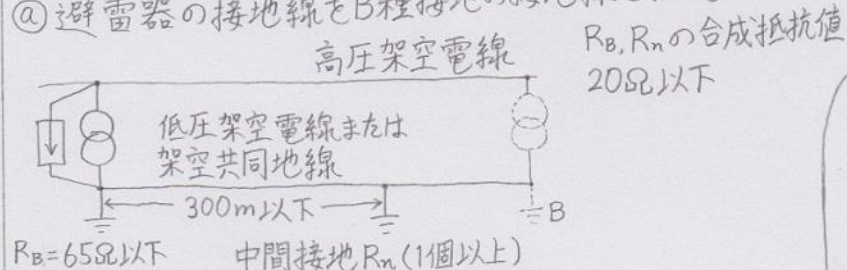
〈避雷器設置の省略〉

- ① 上記に示す箇所に直接接続する電線が短い場合 ② 使用電圧が60kVを超える特別高圧電線路において、同一の母線に常時接続されている架空電線路の数が、回線数が7以下の場合にあっては5以上、回線数が8以上の場合にあっては4以上の時(これらの場合において、同一支持物に2回線以上の架空電線が施設されている時は、架空電線路の数は1として計算する)

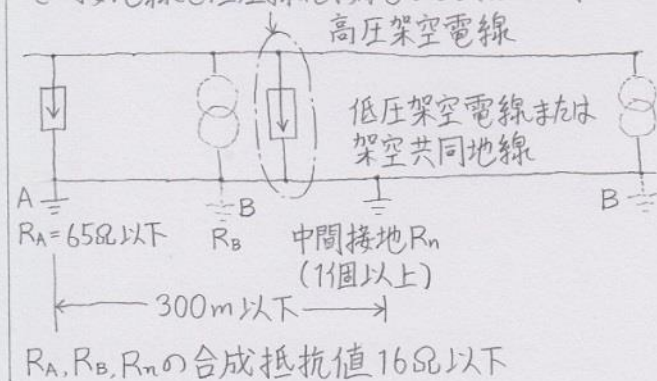
〈避雷器の接地〉: 高圧および特別高圧の電路に施設する避雷器には、A種接地工事(接地抵抗値10Ω以下)を施さなければならない。ただし、高圧架空電線路に施設する避雷器(上記〈避雷器の設置が必要な箇所〉の規定により施設する避雷器を除く)のA種接地工事を、日本電気技術規格委員会規格 JESC E2018 (2008)により施設する場合、次のように接地抵抗を緩和できる事を規定している

- ① 接地極がB種接地極と接近しない場合: 30Ω以下 ② 接地極をB種接地極から1m以上離す場合: 30Ω以下 ③ B種接地と連接接地する場合: 下図の方法で施設。架空共同地線である場合は、変圧器から300m以内の範囲にB種接地工事が施してあれば、中間接地は省略できる

④ 避雷器の接地線をB種接地の接地線と接続する場合



- ⑤ B種接地が施された変圧器の施設
箇所以外で接地線を接続する場合
・300m以下の接地工事の範囲内に施設する避雷器は、その接地線を低圧線に接続できる(接地工事の省略)



避雷器の接地も
チェックしておこう

避雷器の設置が必要な箇所は4種類有るけど、電線が短かたう、架空電線路の数が規定以上なら省略できるのね

